

# 平成30年度 県土整備部環境配慮事例報告書

|       |             |
|-------|-------------|
| 事業主管課 | 課 砂防防災課     |
| 実施機関  | 関 県土整備部(美波) |

## 【事業の概要】

|          |         |             |
|----------|---------|-------------|
| 事業の種類    | 類 砂防    | 急傾斜地崩壊対策    |
| 事業箇所名    | 海陽町鞆浦   |             |
| 事業の規模・状況 | 1.16 ha | 小規模事業a 施工段階 |

## 【事業の目的及び概要】

山下急傾斜地崩壊危険区域は、人家51戸及び地域防災計画に記載された津波避難場所である「城山山下避難所」を保全対象に含む急傾斜地であり、「南海トラフ巨大地震」発生時の津波の浸水区域に位置している。このため急傾斜地崩壊防止施設の整備と併せ、管理用道路を津波避難場所への避難路として利用できるよう整備するものである。

## 【実施した環境要素の一覧及びRDBの有無、モニタリングの要否】

| 大気 | 騒音・振動 | 水環境 | 地形・地質等 | 生物多様性 | 景観 | 自然とのふれあい | 文化財 | 廃棄物 | 温室効果ガス等 | RDB種の有無 | モニタリングの要否 |
|----|-------|-----|--------|-------|----|----------|-----|-----|---------|---------|-----------|
|    |       |     | ○      |       | ○  |          | ○   | ○   |         |         |           |

## 【特に配慮した環境要素と実施事項】

海陽町指定史跡である海部城跡を含む当区域について、町教育委員会から既存木を保全し、城跡の景観を損なわないで欲しいとの要望があり、地山補強土工法を採用した。地山補強土工法は、樹木の生育する斜面において、それらの樹木の伐採を法枠工法に比べ少くすることができ、景観や自然環境の保全を図りながら斜面の安定化をはかり、地形の変更が少ない工法である。

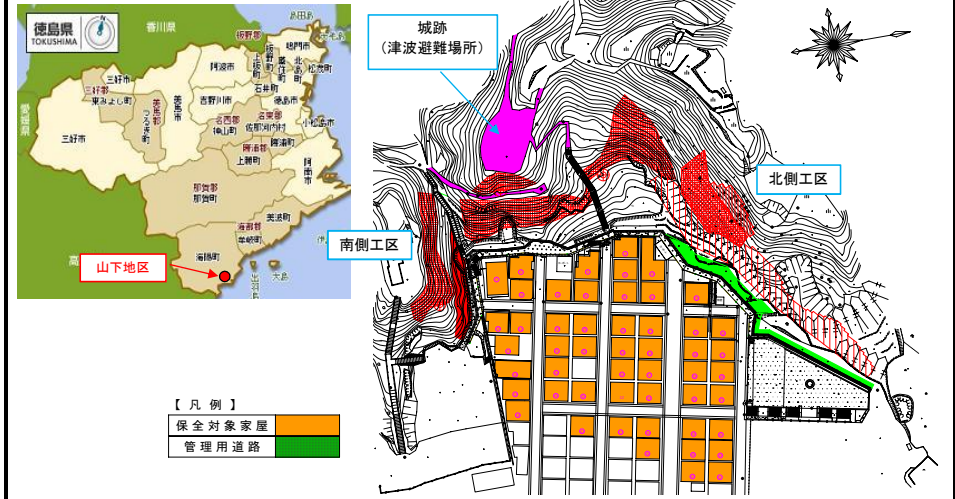
## 【目標に対する達成状況】

海陽町指定史跡である海部城跡を含む当区域の樹木伐採を伴わない工法の要望と、斜面の安定化を両立させる工法を採用した。

## 【実施事項に対する評価】

|     |   |
|-----|---|
| 実施者 | 当該事業箇所では海陽町教育委員会の要望を汲み取り、樹木の伐採量が最小限となる工法を採用するに至った。環境配慮に関しては周辺環境と密接な関係にある地元ならではの意向もあり、今後も地元の意見を事業計画に取り入れ、理解と親しみのある事業を実施していきたい。   |
| 主管課 | 急傾斜地崩壊対策事業は、人家及び公共施設に密接した斜面で実施されることが多いため、地形変化が大きく、それに伴い自然景観が損なわれ、周辺環境への負荷が大きくなる。このため、地形変化や景観保護を検討することで周辺環境の保全を図る必要がある。当該事業箇所のように地形変化の低減と景観保全を図ることで結果的に生態系の保護にもつながるため、環境配慮の事例として整理したい。 |
| 専門家 |   |

# 位置図・平面図等



# 写真、図面等

